

監事監査規則

(平成 21 年 3 月 23 日 制定)

(目的)

第 1 条 監事は、芝浦技術士会の健全なる発展に寄与し、芝浦技術士会の社会的信用の維持向上に資するため、法令および芝浦技術士会会則により監査を行う。

(監事の職務執行に関する事項)

第 2 条 監事の職務執行に関する事項は、法令、芝浦技術士会会則またはこの規則の定めるところによる。ただし、監事の権限の行使を妨げることはできない。

(監査費用)

第 3 条 監事は、その職務執行に必要な費用を芝浦技術士会に請求することができる。

(監査計画)

第 4 条 監事は、当該年度に行うべき監査の実施計画を作成し、役員および必要に応じ被監査部門に通知する。

2 監事は、必要あるときは年次実施計画以外の事項についても監査を行う。

(監査の実施)

第 5 条 監事は、次の各号により監査を行う。

1. 理事会その他重要な会議への出席および審議事項の聴取またはその議事録および資料等の閲覧
2. 決裁申請書その他芝浦技術士会運営に関する重要文書の閲覧
3. 規程等についての調査
4. 役員、幹事等の業務全般についての調査
5. 総会提出議案および書類についての調査
6. 会計制度、会計処理の方法その他会計業務についての調査
7. 財産の取得、処分および管理についての調査
8. 無償の財産上の利益の供与についての調査
9. その他の重要事項についての調査

(資料の提出等)

第 6 条 監事は、いつでも役員に対して監査に必要な資料の提出または報告を求めることができる。

(勧告等)

第 7 条 監事は、芝浦技術士会の業務に適法性を欠く事実またはそのおそれがある事実を発見したときは、ただちにこれの改善につき役員に勧告する等適切な措置をとるも

のとする。

- 2 監事は、その職務執行にあたり、芝浦技術士会の業務の適正な運営のための改善が望ましいと判断する事項があったときは、その旨を役員に助言し、または意見を述べるものとする。

附則

1. この規則は平成 21 年 3 月 23 日から施行する。
2. この規則の改廃は、理事会の議を経て行う。